

ご来館のみなさまへ

新型コロナウイルス感染症は感染症法での位置付けが5類感染症となりました
このため、当館で実施していた対策を
次のとおり緩和します

- 入り口に設置していた検温器の撤去
- 人と人との距離の確保を求める貼り紙の撤去
- 体験コーナーの拡充

なお、次の取り組みは引き続き行います

- 室内の定期的な換気
- 手指消毒液の配置
- 給茶機の利用休止

これまでのご協力ありがとうございました

奈良県立民俗博物館